スル所為ヲアル茲ニ於テカ彼等ハ吾等従業員
ヲ渦中ニ陥ヘレントシ人情ヲ賣物ニシテ組合加盟
ノ強要捺印セシメ出勤又ハ退社ノ時刻ヲ計リ途
ニ於テ兄等ニ從業ヲ迫リ平和ナル家庭ヲ襲ツテハ
妻ヤ子ノ不安ヲ不顧罷業継続ヲ説明セリ如何時代
錯誤ノ不純ナル労働運動カハタシテ真ノ運動ナリヤ？
兄等ハ両三従業員大会ヲ前キ東山荘ノ變
職燦然ノ要求ヲ副然中止シ総同盟トハ絶
對ニ行動ヲ共ニセサルコトヲ決議シ以テ会社
當局ヘ表明ヲ為セリ今ハ二百余名ノ我
等ノ同僚ハ奮ツテ個々ノ譲和ヲ計ヘテナ
結束シ会社當局トハ互リ一層ニ意義アル
理解ノ許ニ抱合シテ大東ノ使命達成
ニ努力ナシツヽアルナリ
茲ニ大東工業全従業員ノ真意ニ茲ニ
今回ノ争議ガ如何ニモ訴ヘ於テ誤解
ヲ受ケヽアリシカニ對シ痛憤スルト同時ニ
陰謀防抗セル「職業労働ブローカー」ノ
魔手ガ兄等労働者ヲ美名ノ下ニ欄御シ
テ尊キ工場ニ產業ノ衰退ヲ来サシメツヽ
アルカヲ賢明ナル諸士ニ謹告スル所以テ
アル。

事務所 北豊島郡尾久町上尾久 七三三番地

大東工業株式會社工場
従業員組合

昭和四年三月一日

4. 4. 9
第47

勞秘第七一五號
昭和四年四月八日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介 殿
社會局長官 殿
大阪、神奈川各府縣知事 殿

渋谷自轉車工場勞働争議ニ關スル件（第一報 發生）

要旨 (1) 工場側ニ於テハ事業繁忙ナル為作業時間ノ延長方ニ干シ職工ニ諮リタルニ拒絶セラレタル為メ已ムナク二名ノ職工ヲ新ニ募集シ作業能率ノ増加ヲ圖レリ
(2) 職工中右工場ノ措置ニ不満ヲ抱キ居タル職工十一名ハ三月廿八日ニ至リ同盟罷業ヲ決行セリ
(3) 職工側ニ於テハ二項目ニ涉ル嘆願書ヲ提出シ目下工場側ト交渉中